

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 告 示	
○ 道路の区域変更【建設局道路部管理課】	2
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【産業経済局中央卸売市場】	3
◇ 公営競技局	
○ 特定調達契約の相手方の決定（3件）【公営競技局ボートレース事業課】	4

北九州市告示第 303 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 28 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
529	西曲里町鷹の巣1号線	前	八幡西区山寺町11番19地先から 八幡西区東王子町1番1地先まで	40.0	12.1
		後	八幡西区山寺町11番19地先から 八幡西区東王子町1番11地先まで	27.0 ～ 27.1	12.1
4474	東王子町3号線	前	八幡西区東王子町2番4地先から 八幡西区東王子町1番11地先まで	7.8 ～ 11.1	7.6
		後	八幡西区東王子町2番4地先から 八幡西区東王子町1番11地先まで	7.8 ～ 13.1	7.6

北九州市公告第 5 0 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 7 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市中央卸売市場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市産業経済局中央卸売市場  
北九州市小倉北区西港町 9 4 番地の 9
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年 6 月 8 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号
- 5 落札金額  
7, 5 7 7 万 5, 3 8 4 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 5 年 4 月 2 8 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公営競技局公告第19号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月28日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

- 1 特定役務の名称及び数量  
若松モーターボート競走場外向発売所運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市公営競技局ボートレース事業課  
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年5月24日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
日本トーター株式会社  
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額  
月額1,168万9,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第20号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月28日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

- 1 特定役務の名称及び数量  
音声案内提供システム導入業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市公営競技局ボートレース事業課  
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年6月12日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
日本トーター株式会社  
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額  
685万2,230円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため

## 北九州市公営競技局公告第21号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月28日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

- 1 特定役務の名称及び数量  
音声案内提供システム保守運用業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市公営競技局ボートレース事業課  
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年7月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
日本トーター株式会社  
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額  
月額9万3,390円  
ただし、1箇月の通話時間が15,000分を超えた場合は、超過料金として1分当たり4円に消費税及び地方消費税の額を加えた額を加算する。
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため